

平成27年9月定例県議会 環境生活警察常任委員会会議録
(第1号・調製前)

1 日 時 平成27年10月13日(火曜日) 開会 午前9時59分 閉会 午後3時20分

議案第1号関係(警察本部関係)

○三輪由美委員 それでは、まず初めに「電話d e 詐欺」被害防止広報啓発事業500万円の増額、これは今御説明がありましたように、中学生を対象とするリーフの作成、少年を加担させないための抑止活動の推進ということでございます。

それで、まず冒頭お伺いしたいのは、なぜこのような事業が必要かというところで、少年が特殊詐欺の加害者に巻き込まれている実態があるとのことなんですが、県警の調べでは、特殊詐欺本犯被疑者における被疑少年の割合は、昨年度は145人のうち30人で約20.7%と伺っておりますが、ことしは8月末でどのような状況でしょうか。

○委員長(鈴木 衛君) 竹田捜査第二課長。

○説明者(竹田捜査第二課長) 捜査第二課長の竹田と申します。お答えいたします。

本年中における特殊詐欺、電話d e 詐欺の被疑者の検挙人数、全体で182人おります。8月末現在で。そのうち、未成年者は36人です。これはパーセンテージにしますと19.8%となります。ちなみに36人の未成年者のうち、高校生が10人、大学生が2人という内訳になっております。

以上です。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 今、御答弁ありましたが、36人ということで、昨年度30人、今年度は8月末段階で36人、しかも高校生が10人ということで、今回、この中学生を対象とするリーフの作成の提案がされたというふうに理解をいたしますが、いずれにしても、大変深刻なことであります。このリーフの内容についてはどのように検討されているのかということが1点お聞きをしたいということと、昨年千葉日報の報道、これは7月4日付でございますが、県警の捜査関係者のお話ということで新聞報道がされております。ここでは、暴力団は受け子など摘発のリスクが高い役回りに少年たちを使っている、摘発された少年たちは氷山の一角だろうと推測したというふうに報じています。この点については、今年度の36人についても、このような暴力団による受け子などに巻き込まれているというような、そうした同様の傾向があるのでしょうか、2点お伺いをいたします。

○委員長(鈴木 衛君) 佐久間課長。

○説明者(佐久間少年課長) 少年課長の佐久間でございます。

まず、リーフレットの関係の質問に答えます。2点ございまして、1つはグループからの離脱が困難だということおそれが十分ありますので、これを漫画チックであらわします。もう1点は、犯罪に加担しますと、その後どうなるかというのを同じく漫画チックであらわす予定でございます。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 竹田捜査第二課長。

○説明者（竹田捜査第二課長） 捜査二課、竹田でございます。受け子の未成年者が暴力団に巻き込まれているのではないかと御質問に対してお答えいたします。

受け子をことし8月末現在で36人検挙しておりますけれども、そのうちの26人が暴力団と何らかの関係の有する未成年者であるということはこちらで把握しております。こういったように、特殊詐欺、暴力団を背景とした犯行というのも非常に見受けられる状況の中、我々としても暴力団を含めて中枢の被疑者の検挙に鋭意努力しているところであります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 少年がやはり暴力団に巻き込まれているという実態、本当に深刻ですし、なくさなければならぬということを改めて痛感しましたが、これは中学3年生でしたかしら。中学生を対象とするリーフの作成ということですので、学年、それから公立、私立全員なのかという点でお答えをいただきたいということが1点と、なかなか、リーフを配ったからといって、徹底というか、活用というか、教育関係者、教員のほうも手が回らないと思いますので、その点、実効あるものにするためには県警としてどのようなことを考えておられるのか。2点お伺いしたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 佐久間少年課長。

○説明者（佐久間少年課長） 今の質問にお答えします。

まず、中学3年生を対象にリーフレットを今回配らせてもらいますが、県下5万5,000ぐらい、中学3年生だけでいます。とりあえず、そちらのほうに配ります。これは教育機関と連携してやります。そのほかにつきましては、おいおい、また回しますけれども、教育機関とも先生とも連携して、ほかの低学年等もやるつもりでおります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） もう1問、実効性について。

佐久間少年課長。

○説明者（佐久間少年課長） 実効性につきましては、まず、先ほど未成年者が加担する話がありました。分析しますと、大体無職とか有職の少年が大半でございます。よって、中学3年生あたりをターゲットにしまして啓発に努めてまいる所存でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 佐久間課長さんね、さっき三輪さんの質問で公立、私立という話があったけれども、今の答弁で3年生という話だったけど、公立、私立含めて3年生ということではないんですか。

佐久間少年課長。

○説明者（佐久間少年課長） はい、そのとおり公立、私立含めます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 教育的な配慮も含めて非常に難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、ぜひ

実効あるものになるよう頑張っていたきたいと思います。

次に、電話 d e 詐欺・悪質商法被害抑止コールセンター事業、債務負担行為で1億1,600万円、32人体制でということですが、効果について、防止できた金額、昨年度、あるいは、ことし、今段階でどのくらい金額的に防止をできているのかということが1点目。

そして、コールセンターの方たちというのは、もちろん当然、警察官ではないと思うんですけども、訓練や研修などは県警のほうでどのように配慮されているのかという点が2点目であります。

まず、2点お願いいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 関係課長。

○説明者（山田生活安全部参事官兼生活安全総務課長） 生活安全総務課長の山田でございます。

初めに、コールセンター事業の効果について御説明をいたします。コールセンターでは、本年8月末現在、14万6,000世帯に注意架電を行っております。また、予兆電話が発生してる地域を管轄する金融機関に対して104回の警戒警報を発令しております。これによりまして、警戒警報発令中の金融機関に高齢者が現金を引き出しに参りまして、行員から声かけをしまして45件、約1億6,400万円の被害を防止しているところであります。また、昨年中におきましては、3億2,000万円の被害を未然に防止しております。

次に、コールセンター事業の職員に対する教養等についてでございますけれども、県警では毎月1回程度、事業所に向かいまして、当課の職員が業者に赴きまして、電話 d e 詐欺の発生状況や最近の手口について指示等、連絡をしてるところであります。あわせて情報セキュリティーの関係もございますので、それについても注意喚起を行ってるところであります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ことしは1億円、そして昨年は3億円を超える防止が行われてるということでありました。大変、高齢者や被害者にとっても、防止できたということは喜ばしいことであり、しかしながら、昨年の被害額が何と565億5,000万円、1万3,392件と伺っております。

（「全国」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 これは全国ですか。失礼いたしました。ことしが8月末段階で全国で9,182件の318億8,000万円というふうには伺っておりますが、千葉県における被害金額、すいません、本会議で答弁あったかもしれませんが、今年度は改めてお幾らでありましたでしょうか、教えてください。

そして名簿の活用に関してなんですけれども、犯人が使用した名簿についてもコールセンターで活用されてるというふうにお伺いをいたしましたけれども、私の感覚なんですけど、やはりこれ、捜査の証拠品になるような、このような名簿が民間のこうしたコールセンターに公開をされるということについて、先ほど1カ月に1回程度、警察官の方も行かれて注意喚起などを行っているという御答弁はありましたけれども、これ、民間に公開をして問題はないのでしょうかという点

を伺いたいと思います。

それから、警察官の方もこうした犯人の活用した、犯人から押収した名簿に対して、警察官の方もかけて注意喚起をされているのかどうなのかということもお伺いしたいと思います。

3点です。

○委員長（鈴木 衛君） 山田生活安全総務課長。

○説明者（山田生活安全部参事官兼生活安全総務課長） 生活安全総務課長の山田でございます。

特殊詐欺の、初めに認知件数と被害額でございますけども、8月末現在、認知件数が625件、被害額が18億6,000万円となっております。昨年同時期に比べますと、件数で159件、額にして12億7,000万円減少しているところであります。

次に、コールセンターに対する押収名簿を提供していることに関する質問でございますけども、押収名簿のデータにつきましては、警察庁から部内の通信ネットワークを経由しましてデータ配信されております。県警では、受託業者に対しまして、外部記録媒体にこれを記録しまして、直接赴いて、それをシステムに反映させた上で、そのデータについては回収しております。この受託業者につきましてはプライバシーマーク認定等を保有しております、オペレーターの入退室につきましては電子認証キーを活用しているほか、パソコンへのアクセスにつきましても、ID、パスワード等で情報管理しております、情報セキュリティについては万全の体制がとられてるところでございます。

次に、警察官がこの名簿を活用して注意喚起をすべきじゃないかという御質問でございますけども、押収されてくる名簿につきましては、例えば会社の名簿ですとか卒業生の名簿、あとは過去に投資を行った名簿、あとは高額な通信販売等を行ったような名簿が混在をしておりますけども、県警としましては、広く高齢者に最近の手口等を広報するためには、この名簿に限らず、さまざまな広報活動を行うとともに、地域警察官の巡回連絡等を通じて注意喚起を行っているところであります。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、警察官の方が直接、すいません、こうした犯人から押収した名簿でかけてるということは、ごめんなさい、聞き漏らしたかもしれないですけど、ない……。

○委員長（鈴木 衛君） 山田生活安全総務課長。

○説明者（山田生活安全部参事官兼生活安全総務課長） 警察官が直接名簿をたどって電話かけることはやっておりません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 全体、18億円の中で1億円防止をされているということ、そして、コールセンターで1カ月に1回立ち会ってやってらっしゃるということでありました。実は私もコールセンターで、以前、このようなところで勤めておられた方からもお話を伺ったりしたんですけども、例えば年金の問題での電話をかけるときなどは、そうした責任者の方が終始その場にいらっしゃ

って、いろいろと監督したり、指導されたり、助言をしたりしていたというふうに体験談をお聞きしたものですから。ましてや大変な被害を防がなくてはならない重要な問題ですので、1カ月に1回という御答弁あったんですけれども、もう少し頻繁に監督をされたり、助言をされたりしていただいて、今、セキュリティーについては、そういうふうに保護されてるということもあったんですけれども、そうした配慮がさらに、条件的にもっと立ち会ったり、助言をしたりということが必要ではないかなというふうに私は思います。コールセンターから実は私も電話を受けて、こういうことをやってらっしゃるということを知り上げてなかったものですから、非常にそういう意味では、あっ、こういうことをやってらっしゃるんだということを知り自身も体験したんですけれども、なかなか微妙な問題もありまして、電話でそういうことがかかってくるということで、何か非常にまた、一面不安になったりもしたりはいたしましたことを、これは感想ですけれども、申し添えておきたいと思います。

次に、職員人件費の減額で空港警備隊1,500人について伺います。毎年、県費負担が、これはあるわけですが、今年度はまだ補正には計上されておられません。昨年度の県費負担の額はいかがでしょうか。空港警備隊1,500人ということで、今年度、今回の補正には出ていないんですけれども、今後負担する見込み額はどのようになってますでしょうか。

そして、これまでの県費の負担総額、大変大きいと思いますが、平成26年まででおおよそどれくらいになってるでしょう。そして県警として、この問題についてはどのように考え、どう対応されているのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 山田会計課長。

○説明者（山田総務部参事官兼会計課長） 委員から今、質問が3件ございました。

1件目でありますけれども、27年度の見込みというお話でございましたけれども、国から交付される補助金につきましては、千葉県が当該年度に支出した額を国に実績報告することによりまして、最終的な補助金としての交付額が確定されますので、現時点でどのぐらいの額が県費負担になるかということは判明しておられません。ただし、これまでの県費負担、いわゆる超過負担にかかる分ですけれども、人件費で生じているものでありまして、退職手当ですとか児童手当など、一部の費用について国が補助対象と捉えていない現状もございますので、今年度においても県費負担は生じるものというふうに考えております。

2番目のこれまでの県費負担の総額ということでございますけれども、これまでの総額につきましては471億2,161万7,000円となっております。

また、県警の考え方といいますか、これからどのようにというふうなことでありますけれども、県警としましても、超過負担の解消につきましては、これまでも総務省、あるいは警察庁に対し、機会あるごとに改善要望を行っております。今後も引き続き同要望を継続し、超過負担の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 471億円ということで、私どもも、本来、やはりこれは国が全額負担をすべきものだということで、これがなければ交通安全対策や生活安全のために十分予算を回すことができるわけですから、ぜひ引き続き県警としても要望していただいて、実るように願うものです。

最後に、9月補正では交通安全対策、信号や横断歩道、そうした予算が計上されておられません、この点はどうなんでしょうか。ぜひ私としては盛り込むべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。最後です。

○委員長（鈴木 衛君） 倉本交通規制課長。

○説明者（倉本交通部参事官兼交通規制課長） 交通規制課長の倉本でございます。

9月補正での交通安全対策費の要求でございますが、厳しい財政事情の中でありますので、現状の予算をやりくりしまして、できるだけ地域の皆さんの安全対策に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

（三輪由美委員、「終わります」と呼ぶ）

その他

○三輪由美委員 電話d e詐欺の特殊詐欺をなくすためにということで、先ほど高齢者の率について88%ということの御答弁がありました、これは昨年度の数字にはなりますが、平成26年度、全国的には高齢者65歳以上のパーセントは、私は79%というふうに県警からいただいた資料で把握してるんですけども、これは千葉県においては88%。年度がちょっと違うのかもしれないんですけども、高齢者の被害に遭う率が昨年度と今年度と比較しても上がってるというふうなことなんでしょうか。1点目、お聞きをしたいと思います。

実は先ほど船橋、市川、松戸、京葉方面で被害が多いということがありましたが、私自身も松戸市内で大変身近な方がお2人、お体の御不自由な独居の男性なんです、この方、2度も被害に、本当に痛ましいことに遭われております。もう1人は女性なんですけれども、余り出歩かない、内向的な女性なのかなというふうにも思うわけなんですけれども、どちらにしても、本当に高齢者からなけなしの財産が奪われるということ、本当に痛ましいことです。

1点、駅だとか銀行とか、町に一体——かなり、先ほどもありましたように、巧妙な手口になっていて、自分は絶対だまされないぞというふうに思っている方がかかっているということも広範に聞いておりますが、高齢者に直接届くような、そういう啓発リーフなどは、これまでに県警になるのか、知事部局になるのかわかりませんが、そのようなチラシなり、リーフなり、いろんな機関との連携は必要かと思うんですけども、政策としてやったことがあるのかどうかということをお伺いをしたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 竹田捜査第二課長。

○説明者（竹田捜査第二課長） 捜査二課、竹田でございます。1つ目の全被害者のうちの高齢者の占める割合についての御質問にお答えいたします。

本年に関しましては、8月末現在までで88%が高齢者だということを先ほど答弁で申し上げました。昨年1年間で申し上げますと、我々の統計上は、65歳以上の高齢者が89%、昨年も89%という数字で把握しております、その前も92%ということで、我々の集計している統計上はコンスタントに9割前後、高齢者が占めているという状況になっております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 山田生活安全総務課長。

○説明者（山田生活安全部参事官兼生活安全総務課長） 生活安全総務課長の山田でございます。

啓発物を高齢者に届くように配布してはいかがかという御質問でございますけれども、チラシ等の広告物につきましては、警察官における街頭キャンペーン、あと年金支給日におきましては、金融機関の入り口においてチラシ等を配布しておりますし、また、巡回連絡等を通じまして配布を行っております。また、そのほかには民生委員ですとか宅配業者にも、そういうチラシを配るようお願いをしておるところであります。また、各自治体、各署の防犯協会においてもチラシを作成しておりますし、また金融機関におきましても、啓発用のメモ用紙ですとかティッシュ等を作成、配布するなど、御協力をいただいております。県警としましては、今後とも関係団体、機関と連携を図りながら、電話d e詐欺撲滅に向けての広報啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 わかりましたが、県警のほうで当初予算で、ちょっと伺ったところ、8万円のチラシ代というのが計上されてるということであったんですが、先ほど数字上も、全国平均が79%で、千葉県は92%、89%、88%ということで、高齢者の率が非常に全国平均に比べても10ポイント高いというところ。そして、これだけいろいろ啓発をしても、なかなか高齢者のところにこれが十分届いていないということも実態かと思うんですね。

いろいろと調べてみますと、やはり高齢者に理解が得られるような工夫と、それから、その点でもう少しさらなる考慮が必要ではないかと思うんですが、本部長、首を振ってらっしゃるので、もし本部長のお考えがあればお聞かせいただきたいのが1点と、そして、これは東京都江戸川区なんですけれども、広報の1面を使って、このような啓発活動。私は松戸市に住んでますから松戸の広報、それから県民だよりというのも全戸に配布をされますね。新聞をとってなくても、こうした広報などは全戸に届いて、しかも、やっぱり1面というのが非常に効果があると私は思うんですよ。ちば県民だより、確かに平成27年8月号の、開いて、開いて、こここの部分に電話d e詐欺という名称になりましたというのがあるんですけども、非常に、実態はもっと大きい。実際、これ、ちょっとA4にコピー、縮小してますけれども、開いて、開いて、ここのお知らせの中のこここのところにあるだけで、やはり一人一人の市民のところ届く——結構、広報というのは読まれますからね、御高齢者の方たちも。こういうところはやはりちば県民だよりなども活用されたりとか、そういうことが必要なのではないかと思えます。

あわせて言えば、東京都江戸川区では、区と、それから警察官がじかに、これは巡回ですかね。区と協力をして警察官がやはり、例えば先ほどありました京葉地域、それから御高齢者ということで一定絞って、こうしたことも訪問してやるということも必要なのではないかと思うんですけども、その防止というところでさらなる御努力を願いたいんですが、いかがでしょうかという点が1点です。

それと、先ほどから暴力団の絡みが議論されておりますけれども、実際、暴力団の大もとに迫るために努力を、これは電話d e詐欺の話ですが、されていて、一定検挙率などは上がっているということはわかるんですが、実際、昨年とかことし、いわゆる拠点ですね。実際、千葉県警で拠点を摘発したというのが、例えば昨年でしょうか、平成26年は4カ所というふうには読み取ったりしてるんですけども、昨年とかことしに入って、こうした、やっぱり拠点を摘発して、その中心部分で根絶していくという点での実績はいかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 山田生活安全総務課長。

○説明者（山田生活安全部参事官兼生活安全総務課長） 生活安全総務課長の山田でございます。

高齢者の安全・安心対策ということで、県警では当初予算に83万円を計上しております。これにつきましては電話d e詐欺や悪質商法、あとは侵入盗とか、ひったくり等、さらには交通事故防止等に関する情報や被害防止のポイント等を掲載しております、高齢者の安全安心ガイドブックを作成して、これを配布して活用してまいりたいと考えております。

また、広い広報を行ったらいかがかという御質問でございますけども、これにつきましては、県とか関係市町村等と連携をより一層深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 竹田捜査第二課長。

○説明者（竹田捜査第二課長） 捜査第二課長の竹田です。拠点の摘発についてお答えいたします。

委員御案内のとおり、昨年は拠点の数としては4カ所の拠点を摘発しました。ことしに関しましては、現在までのところ2つの拠点を摘発し、その中にいた被疑者らを一網打尽にはしております。引き続き拠点の発見、摘発に向けて、総力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 83万円ということで、高齢者のためのガイドブック、一層努めていきたいという御答弁いただきましたが、やはり予算的にも、もっと御努力をしていただいて、何せ全国平均に比べると10ポイントも高いわけですから、拠点の摘発、今、2カ所ということがございました。さらに防止も、それから拠点の摘発など、加害者を一掃するという点でより御努力をお願いしたいと思います。私どもも頑張りたいと思います。

以上です。

議案第1号関係(環境生活部関係)

○三輪由美委員 まず、生活安全課さんの電話d e 詐欺被害防止広報啓発事業の中のはがきによる家族からの呼びかけ啓発、小学生から祖父母などの家族に向けたメッセージ500万円についてお伺いをいたします。

小学生、これは何年生で、対象はどこまで広げていくのかという点が1点目です。

これを実施する上で教育委員会並びに学校現場との協議がどの程度されているのか。協議内容についてもお伺いをしたいと思います。

○委員長(鈴木 衛君) 野溝生活安全課長。

○説明者(野溝生活安全課長) まず、はがきによる家族からの呼びかけ啓発におきまして、何年生を対象にしているのかということですが、ちょっとまだ、学年については、今後教育庁と協議をいたしますが、1学年約5万人程度を対象に考えております。また、対象は県内の国公立の小学生を対象として考えております。

それから、教育委員会との協議につきましては、ただいま進めているところでございまして、詳細についてはまだはっきり決まっております。

以上でございます。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 学校教育現場との連携ということが必ず必要になってきて、今、協議をされる最中ということで、その内容については御答弁がありませんでしたが、学年をどこにするかということについても、その中で協議をされてるんだろうと思いますが、私ども、やはり、例えば祖父母に対する働きかけということなんですが、今、結構、御承知のとおり、さまざまな家庭状況などもありまして、祖父母がいらっしゃる御家庭もあれば、ひとり親家庭ということなどもありますので、そのあたり複雑な問題もありますので、十分に教育委員会並びに教育現場としっかりと教育的配慮をしていただいた上で活用していくということが大事だと思いますが、その点についてお考えはいかがでしょうか。

○委員長(鈴木 衛君) 野溝生活安全課長。

○説明者(野溝生活安全課長) ただいま御質問のあった件に関しましては、教育委員会との協議の中で、確かに祖父母がいらっしゃる、あるいは片親の家庭等があるということは十分認識しておりまして、例えばはがきの宛先を老人ホームなどにするなどの工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員。

○三輪由美委員 よろしく申し上げます。

あと、職員人件費がマイナスになってるかと思いますが、環境生活部全体の職員の数は前年と変わらないということをお聞きをしておりますが、その中で専門職、化学職についてはいかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 富塚環境政策課長。

○説明者（富塚環境政策課長） 環境政策課です。

職員の人数は、御指摘のとおり、昨年と変わって———すいません。26年4月1日現在322名で、27年4月1日現在323名で1名の増となっております。職員人件費につきましては、環境生活部に配置されている警察から来ていらっしゃる職員、警察官の方の職員人件費は警察のほうでもっておりますので、この人件費と、それから配置の人数とは必ずしも一致はしておりません。それで今回減額になった大きな理由というのは、4級以下の若い職員がふえて、5級以上の比較的給料の高い層の方々が減ったと。そういう入り繰りがあったということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 すいません、化学職、専門職についてお聞きをいたしました。

○委員長（鈴木 衛君） 富塚環境政策課長。

○説明者（富塚環境政策課長） すいません、失礼しました。化学職の人数ですが、26年度が環境生活部5課で88名、27年度が92名というふうになっております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 以上です。

千葉市中央区への指定廃棄物処分場設置計画の白紙撤回を求める意見書（案）関係

○三輪由美委員 千葉市中央区への指定廃棄物処分場設置計画については、新聞でも報道されておりますが、この間、4回にわたって、環境省による市民向けの説明会が開かれましたが、その中でも白紙撤回を求める声が圧倒的だということでも伺っております。千葉市では、市議会で候補地選定の再協議を求める意見書が上がっておりますが、環境省からはいまだに回答がないということです。その回答がないもとのでこれ以上の説明会を開くことは不要という態度をとっておられ、千葉市長も現状での選定受け入れは困難という態度を表明されております。したがって、ぜひ千葉県環境生活警察常任委員会といたしましても、ただいまお手元にありますこの意見書案をぜひ御賛同いただきたいということを申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

諸般の報告・その他の関係

○三輪由美委員 じゃ、幾つかお尋ねをいたします。

まず、野生鳥獣の総合対策事業に関連してなんですが、一昨日、テレビで千葉県の野生鳥獣対策、東京都のことも含めまして報道がありまして、筑波大学の大学院教授の吉田正人教授が、国際的にも活躍されてる、千葉県の特定期鳥獣保護管理計画の検討会の会長もされているというふうなことでしたけれども、なかなか———今回も補正があります。補助金をふやすだけでは難しいというふうなこともおっしゃりながら、テレビではキョンの増加について、キョンの生態系にも詳しい捕獲のプロフェッショナルの確保を強調されていたんですが、今年度の予算でありますとか、

これまでの県の取り組み、あるいは、これからの取り組みの中で、こうした指摘はどのように予算的にも生かしておられるのか。どういうふうに——テレビでも自然保護課の方がコメントされておりましたけれども、この点について1点お聞きをしたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 伊藤自然保護課長。

○説明者（伊藤自然保護課長） テレビだとキョンのほうの報道だと思いますけども、キヨンについては今年度から、今までイノシシ、鹿、猿について、市町村に対して補助金出していたものを、キヨン、ハクビシン、アライグマを対象を広げたということで、財政支援のほうを行うとともに技術的な支援のほうも行ってるところでございます。

あとキヨンに関しては、特に専門家の職員を養成するというような報道もありましたけども、現在、当課では、これは臨時議会のときもお答えしましたけども、国の専門的な知識を持つ職員という定義に該当する職員3名、そのほかにも獣医ですとか林業職、畜産職も含めて技術職は配置をしております、あとまた、キヨンとか、イノシシですとか、それぞれの獣に対する専門知識ある方は鳥獣部会の中の小委員会というのが、イノシシ、猿、キヨンとか、それぞれごとに小委員会というのがございまして、その中で、例えば大学の先生なんかを入れていろいろ意見を聞くというような形で人的にも対応してるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 わかりました。続いて、こうした農業被害、深刻ということですので、本当にさらに充実させていきたいところなんですけども、同時に6月の常任委員会でも私要望させていただきました住宅被害ですね。ハクビシンによる住宅被害については、この間、何らかの研究、周りの自治体がどのようなことをなさっているのかなど、状況がわかれば教えていただきたいと思えます。県内、あるいは東京都などでどのような状況になってるのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 伊藤自然保護課長。

○説明者（伊藤自然保護課長） 他県の状況でございますが、近県の都県に聞き取り調査を行いまして、東京都では地域固有の生態系を保全するために、市町村が行うハクビシンの捕獲に対して補助してるというふうに聞いております。また、県内の状況ですけども、市川市、流山市、千葉市、八千代市においては、これは市自体が、有害捕獲をする際には県の許可が要るわけですが、この市においては、市が捕獲許可を受けまして、住民からの要請で、市がわなを設置をするというような対応をしているということでございます。あとまた、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市につきましては、これは住民から相談があった場合については、いろんな捕獲方法をアドバイスするとか業者を紹介すると、そのような対応がされてるというふうに聞いております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 私の住んでる松戸市でも、町会レベルからやはり要望が出されるというふうな事態になっておりまして、ハクビシンについても大変ふえているということがうかがえます。東京都、答弁ございましたように、区がやっているものに対して都が補助しているということでもありますので、ぜひ千葉県におかれましては農業被害対策を優先させながら、近年広がる住宅被害

についても、さらに研究していただき、国の制度なども活用できないか、ぜひ検討していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 伊藤自然保護課長。

○説明者（伊藤自然保護課長） 生活被害に対する補助の件ですけれども、例えば東京都ですけれども、あくまでも制度上は地域固有の生態系を保全するための捕獲ということでございまして、ハクビシン、雑食性ですので、地域の貴重な動植物を食べてしまうというような、地域の生態系に悪影響を及ぼすということもあります。そのハクビシン自体は家屋の屋根裏なんかにも住んでいるということで、生活被害もあるということで、そういう個体を捕獲するための補助というような形になっておりますので、この辺はまた、県の要綱でも農業被害を防止するというところまでございまして、またその辺はいろいろと市町村と協議をして、なるべくそういったところまで対象とできるように検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは次に、これは要望といたしますが、6月の常任委員会で河川の、子供たちに懸念される放射能の被害の問題、放射能の放射線量が高いということで、この間、国分川並びに富士川の測定を県土整備部と協力をしてやっていただきました。ありがとうございます。ただし、その点で2点要望させていただきたいと思います。

1つは国分川です。国分川は、6月の常任委員会の中では放射線量が高いということで、今後、ちょっと解除というふうなこともいつか示されたんですが、測定した結果、やはりそれは解除はせずに立入禁止ということになったわけですが、ただし、範囲が、過去にはかったところしかはからずに、実際はかってみると高いところが立入禁止に実はなっていないという状況もあります。そして掲示についても、先にお尋ねして、今は若干改善はされていますけれども、非常にわかりづらいというふうなこともありますので、ここはさらにしっかりと対策をしていただきたいということを要望申し上げます。

それから富士川については、測定はしていただいたんですけども、コンクリートのところしか測定をせずに、実際には測定活動に市も参加いたしましたけれども、土のところは非常に高かったわけですが、県がはかったのはコンクリートの上だけというところで、これは非常に、私としては問題があるというふうに思っております。ですので、他の部局とも連携をしながら、やはり河川の放射能対策については引き続き注意をしてやっていただきたいということを要望しておきます。

それから、次に千葉県の消費者センターについて1点伺いたいと思います。この消費者センターは大変、今、役割が重要になってきていると思うんですが、かつて私の住んでる松戸市にもありまして、2カ所あったものが現在、南船橋1カ所に集約をされていると思います。調べてみますと、埼玉県などは4カ所、消費生活支援センターという名称ですかね、4カ所あるんですね。千葉県もかなり広域ですので、私としては、この消費者センターの果たす役割、県がどのように考

えておられるのか。そして、この間、2カ所が1カ所になっているわけなんですけれども、今後、さらにふやすとか充実させるという点ではどのようなお考えでいらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、続いて電話d e 詐欺の問題なんです、県警本部のところでも指摘をさせていただきましたけれども、千葉県における65歳以上の高齢者の被害率が全国平均約8割、千葉県では9割ということで、ここのところ非常にやはり深刻になっています。

それでお聞きしたいのは、環境生活部局の中で高齢者に対する啓発チラシという点では幾らの予算額——例えば今年度ですね——になっているのでしょうかという点。

以上、お願いいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 野溝生活安全課長。

○説明者（野溝生活安全課長） それでは、消費者センターの点からまず御説明したいと思います。委員御指摘のとおり、消費者センターにつきましては、昭和45年に千葉に1カ所、昭和47年に松戸に1カ所設置したところがございますが、業務の効率化等を勘案して、平成2年に千葉県消費者センターとして1カ所に統合されたところがございます。なお、消費者センターにつきましては、都道府県には設置が義務づけられておりますが、一方で市町村にも努力義務として設置することとされております。したがって、県内には、県の消費者センター以外に市町村の消費者センターとして30カ所設置されております。

消費者センターの関係は以上でよろしいでしょうか。

電話d e 詐欺の高齢者向けのチラシの予算措置状況についてでございますが、啓発用チラシにつきましては218万円の予算となっております。

以上です。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 県の消費者センター、かつて2カ所、今は1カ所ということで、市町村、努力義務で実際に30カ所ですか。しかし、残り27カ所については市町村でもないということで、窓口対応にはなってるかと思えます。ぜひ私としましては、千葉県消費者センターのさらなる充実を強く求めておきたい、拡充を求めておきたいと思えます。

高齢者のチラシについては、実は県警本部のところでも申し上げさせていただいたんですが、何せ被害が深刻です。218万円という予算はあるようなんですけれども、例えばこれは東京都の江戸川区のチラシですが、広報でもって、1面トップで、警察とも協力をしながら訪問をしているとか、かなり目立つやり方で広報されています。こちらは千葉県の県民だよりの、ことしの8月ですね。開いたところで小さくあるんですけれども、何せ被害が深刻ですので、やはり高齢者お一人お一人に本当に届くような形でさらなる御努力をお願いしたいと思います。

次に、鋸南開発の問題で何点か伺います。本会議で質問させていただきましたが、聞けなかったこと、改めて本会議で初めて答弁が出たことなど、大きく4つ、5つの角度で聞かせていただきます。

第1は確約について、第2は環境保全協定について、第3は事業者の経営能力や管理能力について、第4は要綱案について、最後は民意についてということでお聞きをいたします。

第1は確約の問題です。環境保全協定はまだ締結されておりませんが、見込みが図られることとなったというふうに副知事も部長も答弁をされ、その見込みの根拠だと県が主張してるのが確約書であります。しかし、私どもも本会議でも述べさせていただきましたが、社長も住民も町も、あれは無効だということをおっしゃっております。私どもも、ですので、無効だというふうに考えております。しかし、県だけが有効というふうに主張してることになります。

そこでお聞きいたしますが、確約書、平成24年12月21日ですね、これですね。当時の本郷区長が鋸南開発の社長宛てにこのように確約をしているわけですが、環境保全協定については、許可後に協定を締結することを確約する。なお、この確約書を提出することによって、区として鋸南開発の計画に賛成するものではありませんというふうになっております。

お聞きいたしますが、この確約書について、社長は私ども共産党県議団がことしの8月31日に会ったときに、あの確約書は無効だと思っているというふうに我々に答えました。県にも、私はそれを伝えさせていただきましたが、そのことを県は改めて社長に確認をされたのでしょうか。いつ確認をしていたらいいのでしょうか、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 確約書の確認につきましては、9月14日に確認しているところがございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 確認の内容は、あの確約は無効だというふうに社長自身が思っているということとでよいかと思いますが、改めてそういうことでよろしいですね。念を押しておきますが。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 社長の、そのときに発言した内容ですね。その確認をしております。また、現在の社としての意向についても確認しているところがございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 社長がこの確約書については無効だということは県も確認をされたということで、これは大変重要な問題であります。

では、住民はどうでしょうか。今、住民や町が無効だと、6月の議会でも請願が出され、何度も何度も主張されていることは御承知のとおりです。そして当時の住民も、実は区長以外の住民らは、そんな確約書は本郷区の規約である総会で決議されていない、独断だと、明確に無効を主張しているではありませんかね。県が町役場を訪ねた平成25年12月の20日、その直後、26日付で当時の本郷区役員ら、区長代理を初めとする会計や理事6人、幹部役員らが連名で、確約書の効力は無効という文言の文書を社長と県宛てに——これですけれども、きちんと届けておりますね。12月26日であります。県は、この効力無効だという、この通知を受け取ってどのように判断をされたのでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 1月8日に区長が来庁しまして、区長が押印して提出したものであることに間違い——事業者に提出したもので間違いがないということを県のほうで確認してるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 聞いていることにきちっと答えていただきたいと思いますが、この、つまり私が申しあげましたこの通知、この文書ですね。効力は無効ですよというこの主張に対して、県の方はどのようにお考えかということを知っているわけでありまして。この確約書については、今、1月8日に県が当時の区長を呼んで、自分が書いたものであるというふうなことを確認してるといふ答弁はありましたけれども、では、この確約書は総会できちっと諮られて、そして決議をしたものだといふふうに県は認識をしていますか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 県としましては、区の内部手続については区の中で整理していただくものであると考えておりまして、県としては、繰り返しになりますけれども、地元地区の代表者である区長が押印し、事業者に提出したものであることを確認してるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 しかしながら、こちらの12月26日に出ている効力無効という文書、これ、受け取っておられると思うんですけど、この点について触れないので、受け取っておられますねということをお聞きいたしますが、さらに1月29日にも、これはきちっと総会も行って、区長が解任をされて、そして、この確約書について、改めて地方自治法第260条の6及び第260条の16の規定に照らしてと、本郷区の区民の意思に基づくものではなく無効だと、その旨通知するというふうには、社長にも県にも通知しています。この2つの通知文書、まずは受け取りましたねということを確認をさせていただきたい。

そして、ここにも述べてますように、地方自治法できちっと規定をされております。こちらの本郷区というのは、平成11年に12月24日付で地縁団体、これは地方自治法第260条の2の規定に基づいて、地縁団体として認可された団体であります。ですので、区の中のことはどうぞ勝手に区の中でおやりくださいということではなくて、こうした地方自治法にのっとって、手続をきちっと行っている区でございますから、やはり県も、そういう点をきちっと踏まえて対応しなければならないと思います。

整理してもう1回お聞きしますと、この1月29日付、12月26日付、これは県も受け取っていますね。そして、この地方自治法にのっとって地縁団体として認可をされた団体であること、地方自治法にのっとって、これは総会で決議をされた文書ではないので無効であるということに対して、県はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 書類については、26日、それから、年明けの分については確かに

県のほうで受け取ってございます。繰り返しになりますけども、県としては、地元地区の代表者である区長が押印し、事業者に提出したものであるということを確認しております。それで区の内部手続については、区の中で整理していただくものとして判断してるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 再度お聞きしますが、じゃ、この確約書は、この文書は、総会で1月8日に聞いたらしいですけども、総会できちっとお諮りしたものだというふうに当時の区長は言ってるんですか。どうなんですか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 当時の区長は総会でというよりも、いろいろな手続の中で、今までこうしていたとかという形で報告しているというふうに記録が残っていると思います。したがって、区の中のことにつきましては、繰り返しになりますけども、区のほうで整理していただいて、県としては、そこに判断をしていないということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 ちょっときっちり答えていただきたい。総会でこの文書が諮られているというふうにはおっしゃってないと。今の答弁は、私はそのように理解いたしましたが、そういうことでよろしいですね。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 総会に諮ったという記録は、私どものほうでは残っていません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 そうなんです。地方自治法で認められた団体で、地方自治法にのっとって運営がされてるんです。今、県から答弁があったように、この文書は総会で決議されたものではございません。したがって、区の会議の中で、総会できちっと区長が解任をされ、そして、この確約書、無効だというふうに、区の中で地方自治法にのっとって決められているんですから、これは県として、その方向に従うのが当然ではないでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 何度も繰り返しになって恐縮でございますけども、地元地区の代表者である区長が押印しまして、事業者に提出したものであるということを確認したということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり本会議でも、法にのっとって厳正に審査をしているとかいうふうに県はおっしゃるわけですけども、一方で、このように地方自治法にのっとって、きちっと区が、住民の皆さんがやっておられることについては、そこから目を背けるといふか、それを認めないといふか、これ、本当に遺憾ですね。全く筋が通らないというふうに言わざるを得ません。

そして、さらに申し上げますと、区長の独断だということで、これは無効だというふうに区の総会でも認められているわけなんですけれども、当時の区長さんで言えば、採石事業協同組合の

事務局長をされていたと。いわば業者のそうした利益団体。当時、副理事長が鋸南開発の社長さんでもあったというふうなことからいたしまして、非常に今の県の対応というのは、住民や区のほうの声や願いは聞かないで、いわば業者の側の声はしっかり聞いて事を進めてるというふうにならざるを得ません。

極めて不公正だということを指摘しておきたいと思っておりますし、少し角度を変えてお聞きをいたしますけれども、この確約書では、今段階でこの確約書について、もう区長も今かわっているわけですね。当時の区長では、名前は同一ではございません。社長は、先ほども県の認識、お聞きをいたしました。社長自身は無効と思っております。そして、町も議会も住民も無効だと、地方自治法にのっとった手続で主張しております。当時の区長もかわっております。部長、この確約書、今となっては効力を発しないのではないのでしょうか。本会議で御答弁をいただきましたので、この点、部長の答弁を求めます。部長、お願いいたします。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 事業者のほうも、地元のほうから協定の締結の要請があれば引き続きやりますと言ってございます。また、地元から事業計画等について説明がないということもいただいておりますので、私どもとしましては、事業者に対して、引き続き事業計画等について丁寧に説明するよう指導していく、協定締結に向けて話を進めていくという形で今考えてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 聞いていることはそういうことではないんですよ。これからどうしたいとか、業者に何を指導してるかと聞いてるんじゃないんですね。今申しあげました確約書について、人もかわっていると。そして、社長も無効だと思ってることを県も十分確認してるわけですね。部長、どうでしょうか。今、この確約書、効力を発するものだというふうにお思いですか。当時のことについてはさんざん議論をしますから平行線ですけれども。部長、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 引き続き環境保全協定締結に向けて事業者のほうにも指導していきますし、住民の方からも要請がございますので、説明会を実施するというようなことを事業者のほうにお願いしていったら、環境保全協定が締結されるように努力していきたいというふうに考えてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 本当、残念ですね。委員会というのは、やはりきちんと議論をする場です。地方自治法ということもきちっと出して私は議論をしているし、認識を伺ってるんですけども、部長、答弁ないということはやはり答えることができないというふうにならざるを得ません。

何度も言ってるように、確約書が有効だと言ってるのは今や県だけですから、そういう点では。本当に申しわけないけど、珍答弁だと。部長の答弁を私最後に申しあげましたけれども、珍答弁どころか、今、答弁できないということは非常に大きな疑義があります。ですので、例えばテレ

ビで平成26年2月23日、これは県が事前協議終了とされたのは平成26年1月17日ですよ。その直後ですね。テレビで坂本博之弁護士さんが全国に、これは放映されてますね。前提で坂本弁護士さんは、確約書の無効は認められるという旨の発言をされて、本来、県としては、業者に対してもう一度その部分をやり直せ、そうでなければ事前手続は終わりませんよという指導をすべきだと、こう語ってテレビで放映されてるんですね。これが常識だと、これは普通のことだというふうに思いますよ。ですので、部長、答弁できないということ。やはり私は確約は、これは無効だと。よって、この確約を根拠に事前協議終了とされた県の事前協議終了、これも無効だということを主張させていただきたいというふうに思います。

（「委員長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（鈴木 衛君） 河上委員。

○河上 茂委員 この問題はもう平成24年からずっとやってきてる問題ですよ。この間、こういうものも、これ、反対派の人からもらいましたよ。中には木更津地裁、それから千葉地裁、住民の人が県と業者、いわゆる訴訟問題が今起きてますよね。今、ここで幾ら三輪委員が執行部に何か言っても、これ、平行線だよ。ですから、これはやっぱり裁判の、これからのあれを見ながら判断していかないと、ここで幾ら言ったって、こっちは賛成するんだか反対するんだか知らないけど、これ以上の話の進展というのはないと思うんだよね。我々も無理におろせとか、別に業者に味方してるとか、そういうことは一切ないんですよ。ですから、言ってることはよくわかるけど、これ以上、こっちに言っても、きちんとした返事来ないと思う。訴訟かけられてるのに、ああでもない、こうでもないと言えるのか、執行部は。言えないでしょう。だから、その推移を見るしかないよ、これ。

（「係争中」と呼ぶ者あり）

○河上 茂委員 係争中だから。我々も、もっとよく聞きますよ、鋸南のほうの人たちにね。だから、三輪委員のところへはいろんな情報が反対派から行くかもしれませんが、我々はこういうものをもらったことしか判断できない。ですから、これ以上言っても平行線なんだから、その辺にしておいて、また何かのときにやればいいでしょうよ。だって、本会議で代表質問でやっちゃって、またこの委員会でもやってもさ。本会議で答えたこと以外のこと言えないよ、こっちは。どうなんですか、それ。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 御意見をいただきました。本当に今、河上委員がおっしゃったように、これは係争中ということでありまして、今、続いているんだと思います。しかし、今、実際に県民の方から請願も寄せられ、そして今、県が行っておられるのが、全国初の汚染土壌処理専用埋立施設というものを千葉県の鋸南町につくる、そういう業の許可が出ておりまして、その業の許可の申請の審査を県も一生懸命やっておられるというところでもありますので、自民党の木下議員が、住民の8割が署名をしておられ、町議会も反対、町長も反対、自民党も民意を酌み取り、我々自民党も是は是、非は非、誤りのないよう進んでいきたいというふうに、10月8日、木下敬二議員

がおっしゃっておられますので、この点では、やはり十分、河上委員も本当おっしゃっていただいたように、もっと情報を我々も入手するからということで、本当に議会として……

○委員長（鈴木 衛君） 河上委員。

○河上 茂委員 だからね、わかってるけど、今、こういう係争中のときに、例えば県が許可おろしちゃったら、これは鋸南町の問題だけじゃないよ。我々委員会にも責任あるし、千葉県全体、全国に波及するよ。そういうことをやっぱり県だっちはっきり言えないから、三輪委員の言うてることをただ答えてるだけ。だから、幾ら言ったって平行線だっけ言うてる。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員、委員長として申し上げますが、今、河上委員のほうからお話ありました確約書の1については、私、委員長としても、聞いていても、委員の質問に対する課長の答弁が、全く同じ質問と答弁の繰り返し。切り口は違うといっても、やっぱり焦点は同じです。ですから、1は1で、これでもう、そろそろその辺でおさめておいていただいて、次の2、3、4という話がありましたから、そこからやっていただけるようお願いしたいと思います。

○三輪由美委員 はい、了解いたしました。確約は有効だというふうに、頑として無効を認めていただけない、認めたくないというような県の姿勢があるわけですが、同時に、じゃ、第2の問題に移らせていただきますが、私、第2で問題にしたいのは、結ぶ確約があるから環境保全協定が結ばれていなくてもいいんだというふうに、いわば県が当初、町や住民に示したルールを一方的に変更してしまった。そういうところにも大変町の戸惑い、住民の混乱があるんだというふうに思うんですね。ですので、第2は、事前協議の前提となった環境保全協定締結ということがあった。しかし、それを県が勝手に確約でいい、結ぶ約束でいいと変更してしまったその問題についてお聞きしたいと思います。

平成24年2月17日から、県は県の責任において事前協議を開始いたしました。それがなぜか確約でいいというふうに、県のほうでルールが勝手に変わっているわけですね。確約、あるいは見込みというふうな言葉も副知事は使っておられます。部長も使っておられます。協定締結でなく見込みに変えた、この問題について伺います。いつ、なぜ確約に変えたんですか。それをいつ町や議会や住民に説明しましたか。それから、その見込み、イコール確約書だというふうにおっしゃるのなら、この確約書があるということを県が町に示したのはいつですか。あわせて一つ一つ、きちっとお答えいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 事前協議の終了につきましては、施設の構造が法令の基準に適合すること、環境保全対策が図られること、事業者と地元の間における環境保全協定の対応が図られることなどを確認したことから終了したものです。

なぜということの理由ですけれども、事業者においては、地元のほうから許可がおりた際ということですので、事前協議の段階では当然許可はおりませんので、仮に許可、不許可の判断はしていませんけれども、事前協議においては、その許可をもってということは不可能でございます。地元のほうからは、繰り返しになりますけれども、許可がおりたら環境保全協定を締結ということの

確約ですので、事業者と地元との間における環境保全協定の対応が図られるというふうに考えております。

いつそれをということですけども、具体的に当時の記録をさかのぼって、ここにというのはあれですけども、12月に事前協議の終了について、地元に行ってというところもあります。その前にも行ってますので、その中で話が出ているというふうに理解してるところでございます。

確約書について、町にいつ伝えたかということについては、その記録が残っていないので、ちょっとそこまでわからないというのが今の現状の部分でございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 不明朗ですよ。これね、やはり町も議会も住民も——いいですか、これ、フローチャートです。平成24年2月17日に事前協議を開始されました。町議会にも、住民にも、社長にも。皆さんはこのフローチャートで、県がこうやって事前協議をしていくんですよということをこれで伝えてますよね。まず1点目、確認です。

それから、いつ、じゃ、事前協定、締結でなく見込みでいいよと変えたんですか。もう一度伺います。25年の8月とか12月とか、ややこしいこと言っちゃいけないですよ。これ、大事なことです。いつ町や町議会や住民や社長に協定締結ではなく、ここにあるようなフローチャート、協定締結ではなく、見込みとか確約でいいんだということをいつ説明したんですか。そして町に対して、住民に対して確約があるということを示したのはいつかって聞いたら、記録がないって言うじゃありませんか。こんなばかな話はありません。もう1回、ちゃんと教えてください。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 町に事前協議の終了を伝えたのはいつかということですけども、8月の29日に最初、事前協議の……

（三輪由美委員、「終了を伝えたのではない……。どうぞ」と呼ぶ）

○説明者（森水質保全課長） 終了の関係で町を訪れたのは、8月の29日のときに町のほうに行っております。また、12月の20日に事前協議の終了を伝えておりますので、その中で事前協議の終了の要件については説明しているというふうに思っております。

それからあと、見込みということにつきましては、繰り返しになりますけども、その段階で見込み——見込みというか、環境保全協定が締結されるということの見込みで終了しますということもあわせて説明してるというふうに思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 終了を伝えたのはいつかって聞いたんじゃないんですね。県が事前協議のルール、環境保全協定の締結ですよ、締結でいくんですよということを、それを確約とか見込みでもいいんだというふうに、県の側でルールを変えたということを相手にいつ伝えたかって聞いてるんです。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） ルールにつきましては、町に対しては24年の2月に伝えているというふうに思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 24年の2月……。確約は24年の12月21日ですよ。

○説明者（森水質保全課長） すいません、それ、当初のやつです。申しわけありませんでした。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、もう一度お聞きしますよ。さっきから同じことで、きちっと答えてください。協定締結というルールを確約や見込みでいいとしたのは、説明したのはいつですか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 24年の2月の9日に鋸南町にフローを示しているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 平成24年の2月にフローを示したのは協定締結っていうフローですよ。協定締結を確約でいいというふうに変えたのはいつですかというふうに聞いてるんです。

（「県庁内で変えたということですか」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 県庁内で変えた。

（「県庁内の運用として変たのはいつですかという趣旨」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 そうです。

（「さっきから、それ答えてない」と呼ぶ者あり）

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 締結を見込みでオーケーしたのはいつかということであれですけども、最終的には事前協議の終了の段階で相手に示しているということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 全く答えていない。

（「だから、平行線だって言っているじゃないの」と呼ぶ者あり）

○三輪由美委員 しかし、これはとても大事なことなわけですね。25年になったり、20年2月になったり、要するに示していないと。つまり、そうなんです。町長さん、町の議会、議員さん、住民の皆さん、お聞きしましたら、突然、平成25年の12月の20日——8月に、その前にも行ってるかもしれないけれど、12月20日に突然町役場に県の職員が訪れられて、そして事前協議終了だと、確約があるからと。その段階では確約書を持っていったわけではありませんね。確約があるから終了だと、突然終了を突きつけられたわけですよ。これ、本当に本会議で部長も副知事も、部長、業者に丁寧に説明するようになって言うけれども、説明していないのは県もそうじゃありませんか。県がこのような、先ほども副委員長からもありました。県が内部でルールを変えたのはいつかも答えられない、町に確約書を示したのはいつかも記録がない、わからない。ということで、説明していないのは県自身じゃありませんか。どうでしょうか。

そして、やはり私はこの問題、環境保全協定締結ということで県がスタートしたのに、実際には平成24年の12月段階、あるいは25年1年間、猛烈にやはり署名が集まり、反対決議が次々上がってきた。なので、これはどうにもならないということで、平成25年の12月20日に県が町役場に乗り込んでいって、無理やり事前協議終了だというふうに。しかも、それも1年前の確約書ですよ。1年前の確約書をかざして終了だと言った。こんな乱暴なやり方、ないじゃありませんか。

聞きますよ。説明していないのは業者だけじゃない。丁寧に説明していないのは県もそうじゃないですか。そして、きちんと環境保全協定を守らせなかった県にこそ責任があるではありませんか。地方自治法のこともお話ししましたけれども、本当に乱暴なこんなやり方で事前協議終了などという、こんな乱暴なやり方ってあるんでしょうか。部長、お答えいただきたいと思います。本会議では、これ、聞いてませんから。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 事前協議の終了につきましては、事業者と地元との間における環境保全協定の締結が図られること以外に、施設の構造が法令の基準に適合すること、環境保全対策が図られることなどが確認できたことから終了したものでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 話そらしちゃいけませんよ。施設の基準が適合してるとか、そういうこと、今問題にしてるわけじゃないんですよ。副知事がちゃんと答弁してるんだから。3つ言ってるんですからね。3つ言ってるんですから、わかってますよ。そらしちゃだめですよ。

そもそも部長、見込みとか確約で行政指導進めていいんですか、前にどんどん進めて。見込みでいいよ、確約でいいよ。つまり県がさまざまな決め事を業者や、あるいは住民に提示しても、そのことが実行されなくても、実行する見込みだよ、確約だよ、許可おろしてやるよというような見込みや確約で千葉県というのは許されるんだってよというふうなことになったら、これ、千葉県の環境行政にとって、決していいことにはならない。そういうふうに思いますが、見込みや確約で許されるのが千葉県の環境行政ということですか。1点、部長、お聞きいたします。それとも、後で見込み違いだった、確約は守れなかったという場合は行政手続がもう一度戻るんですか。もとへということ、例えばこの場合、行政手続、事前協議終了というのは取り消しになったり、もう1回やり直しだというふうになるんですか。

この2点、部長、お答えください。これ、行政手続の問題で聞いてるんです。水質保全課に聞いてるわけではありません。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 先ほど申し上げましたけども、事業者のほうからは、地元からの要請があれば環境保全協定を締結する、さらに地元のほうにおいては、仮に許可となれば環境保全協定を結ぶという両者の確約がありましたので、両方のそういう意向がありましたので、環境保全協定が締結されるということが見込まれたということで事前協議を終了したものであります。そのほかに、繰り返しになりますけども、施設の構造が法令の基準に適合すること、さらに

環境保全対策等が図られるということで終了したものであって、我々としては適切に対応してきたものと考えてるところでございます。

(三輪由美委員、「委員長、聞いておりません」と呼ぶ)

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員さんね、協定書と確約書の問題は、先ほどから答弁の繰り返し。だから、幾ら三輪委員さんが何回か時間かけてやっても答弁は変わらない。繰り返し答弁です。ですから、もうそろそろ次の3、4のほうへ進んでください。

○三輪由美委員 はい。これは環境生活警察常任委員会、我々議員にもかかわることですので、いろんな行政手続をやる時に確約や見込みでいいんだというふうになっちゃっていいんですか、それが千葉県の環境行政だと、環境部局からそういうことをやっちゃっていいんですかということを知ってるんです。そうはさせないよとか、そんなことあつてはいけないよというふうな答弁が返ってくるのかと思えば、そうじゃないんですね。答えられないで、もう1回、水質保全課の範囲の中に入っちゃうので、本当にこれ、心配ですね、千葉県の環境行政ね。

テレビでも、1月17日に事前協議終了と、そうした直後に弁護士や学者の方たちが、これは麗澤大学の、千葉県の大学院教授、籠義樹先生が、環境保全協定の内容も決まっていない状況で——そうですよね、協定書の中身なんていうのは誰も知らない、案もないわけですから、確約書だけで環境保全協定を結べると県が判断してしまうのは行政指導している意味をなくしてしまうと。他の事業者に将来結ぶことを確約すれば実現されると解釈されたら、どんどん行政指導の意味がなくなってしまう。この指摘、部長に聞いてもお答えにならないんですけれども、私は確約や見込みで千葉県が手続を許される県だとなつては絶対にならないというふうに思います。

ちょっと角度変えて、全然答弁されないので、環境保全協定締結への見込みが図られたと、さんざん先ほどから課長さんが答弁していただいているんですけれども、部長、今、現瞬間、現在、環境保全協定の見込みが図られた。今現在、率直に言って、なかなかそれは困難だというのが県の認識ではないですか。なかなか、これ、環境保全協定、今、図られたって胸張って言える状況じゃないでしょう。なかなか困難というふうに認識をされるでしょう。

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員さん、またね、これはUターンしちゃうんだよな。だから、その質問をしても、先ほどから聞いていても繰り返し答弁でそれ以上進展しないのよ。だから…

○三輪由美委員 答弁されないということですか。

○委員長(鈴木 衛君) うん。だから……

○三輪由美委員 委員長の、答弁できないということで、じゃ、次に進ませていただきますが…

○委員長(鈴木 衛君) 三輪委員、じゃ、進んでくださいね。

○三輪由美委員 はい。次行きます。要するにわかったことは答弁できないということではありますが、やはり私は見込みがますます図られたというよりも、ますます遠のいていったから、こうしたやり方で上から終了させちゃったんだということがよくわかりました。

次に、第3は事業者の経営能力、管理能力の問題です。本会議でもケミカルグラウトに全部施設代、第1期の工事代金が立てかえ払いされちゃってるとか、それから、1期工事の半分以上の埋立権がケミカルのものになる、土地も担保にとられてる。本当、まるでこれはダミーかということで、これじゃ施設の安全対策についても資金不足で投げ出されはしないかと。これ、県も大変、本会議では審査中ですというふうな短い答弁だけだったんですけども、いえ、大丈夫ですと、これは全く問題ありませんというふうには答えられない。県もその点、非常に不安があるということですか。1点お伺いをいたします。

それから、この点について、環境省ですかね。国のほうにも問い合わせをされていますか、お答えください。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 不安があるかということです。不安とかではなくて、一切そういうことはございません。あくまで審査中ですので、審査をしているということでございます。

また、この件について環境省に確認をしているのかということですけども、法をつくっているのは国のほうですので、国のほうの考え方も聞いているところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、この事業者の経営的な基礎の問題、土壤汚染対策法、法律でいろいろ事業者の資格、欠格要件、いろいろ書いてございます。ここの部分のことで国に問い合わせをしてということが確認をされましたが、国からの返事は来ているんでしょうか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） それについては現在審査中ですので、お答えを控えさせていただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 このところについても聞いてということがわかりましたので、これはやはり議員の皆様にも、ぜひ一緒に審査をしていただきたい中身であります。この点について、聞いてということは、やはり県だけでは100%大丈夫だということが言えないような中で聞いているんだというふうに理解をさせていただきます。

次に4番目、要綱案の問題です。これは私も本当に驚いたんですが、このように千葉県土壤汚染処理要綱案というのがいつ——これはパブコメをやりましたね。いつ意見募集をやって何件——恐らく2年半前から、これ、やられているものでありますけれども、インターネットで見ますと真っ白なんですよ、水質保全課のところだけがね。ほか、全部、膨大にありました。全部見ました。真っ白なのは水質保全課さんのここだけなんですよ。いつパブコメやって、いつ締め切って、何人から何件の意見が来たんでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） パブリックコメントにつきましては、平成25年の2月22日から3月25日まで実施しておりまして、合計8人の方から延べ86件の意見をいただいているところでござ

います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 なぜ公表しないのかということで、これは本会議で答弁がございましたように、その中で具体的内容について、数十件に及ぶ意見が寄せられた。それを受けて再度、要綱の中身の検討が必要だと初めて答弁されたんですね。私が何度も何度もお聞きしていたときには記録がないの一点張りだったんですよ。しかし、このように本会議で、具体的内容について今読み上げたような要綱の中身の検討が必要ということが出てきたということは、これまでは記録がないの一点張りだったんですけども、何かこういう決裁文書、そういうふうには県が判断をしたという文書が突然出てきたということなんでしょうか、教えてください。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 決裁文書というよりは内部の中で検討していたということでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 じゃ、内部の中で検討していたということを私におっしゃっていただかなかった。しかし、本会議で答弁が出たということにはなるんですが、じゃ、具体的に聞きますが、この要綱案の意見募集、約50種類ということで、私の手元には50種類のまとめたものが来ておりますが、例えば私、事前に聞きましたら、6番の説明会実施地域について、7番の地域住民の範囲について、例えばこの2つの項目で、県として実際に出した要綱案と、再度検討が必要だというふうなことをおっしゃったんです。この点について、わかるように説明をしていただきたいと思っております。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 要綱案につきましては、それ以外にも多く意見はいただいているところですけど、いずれにしても、今、検討中でございますので、検討の内容につきましては差し控えさせていただきたいと思います。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これ、2年半も真っ白けで、まだ検討していると。2年半放置した上に、私、6月議会でお聞きをしたときには要綱は必ずつくりますとおっしゃって、そして中身について、こうやって聞かしても、何もお答えは具体的にはいただかないんですね。よりよいものにしていこうということで、もっと我々にも提示をしていただければいいんですけども、何も答えていただけないんですね。この2年半、例えばチームをつくって検討したり、何回ぐらい会議開いて、どういうチームで何人でやってらっしゃるんですか。少なくとも6月はつくるというふうにおっしゃったんですから、6月以降は何回ぐらい会議開いて、何人でやってますか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 課内で具体的に検討しておりますけども、具体的な人数等、今、検討中ですので、その辺についてはちょっとコメントを控えさせていただきます。いずれにし

まして、要綱を策定するというので、非常に多く、今申し上げました86件の意見いただいておられますので、その一つ一つについて中身を検討しているところでございます。いただいた意見、まとめますと50件って、先ほど議員のほうからおっしゃっていただきましたけど、そういった意見をいただいておられますので、そういったところ、形、案ができましたら、いただいた意見も含めてしっかりと表に出していきたいというふうに考えてるところでございます。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員さん、検討中については先ほどからの課長の答弁で公表できないというか、そういう答弁なんですけど、それら勘案しながら質問してください。

（三輪由美委員、「はい。勘案してるんですけど、2年半も……」と呼ぶ）

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 これは、もうここだけですからね。2年半も真っ白けで、6月に聞いても、この間も何の進展もないというか、検討してる、検討してるということだけで人数も会議の回数もお答えできない、中身についてもお答えできない。じゃ、いつごろをめどに要綱を決定するというふうに部長お考えなんですか。

○委員長（鈴木 衛君） 森水質保全課長。

○説明者（森水質保全課長） 時期については、繰り返しになりますけど、今検討中ですので、申し上げられる状況にはございません。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員。

○三輪由美委員 本当に、これで県の環境行政がいいんでしょうかというふうに言いたくなります。

最後に民意の問題なんですけれども、県議会でもさまざまな会派の方たちも、この問題について、やはり千葉県のことを思えばこそですね。そして、これは全国初の埋立処理専用施設であります。しかも知事も、映画のロケ地にもなり、農漁業と観光の町ということで、千葉の観光にも大きくかかわってくる問題であります。県は事業者にもっと丁寧な説明をと言いますけれども、そして、厳正に法にのっとって審査をしていくと言うけれども、実際、厳しい県民からの批判の声が県行政に向けられています。こうした声が出ないよう、ぜひ環境行政の姿勢の転換を求めたいが、どうか。部長の姿勢をお聞きいたします。

そして、本当に民意を尊重していただいてこそ、県民みんなで、これは事業者さんも含めて、県行政も含めて、住民の方も含めてなんですけど、やはり県の主人公は住民の皆さんですから、民意を尊重して、この解決に当たっていただきたいが、部長の答弁を求めます。部長、部長、部長。

○委員長（鈴木 衛君） 三輪委員さん、それで大体まとめということによろしいですか。

○三輪由美委員 はい。部長の答弁、委員長、お願いいたしますよ。本会議で……

○委員長（鈴木 衛君） まとめだということなので、部長さん、答えられる範囲で答えてください。

遠山部長。

○説明者（遠山環境生活部長） 今、環境行政そのものについての私どもの部の考え方のお尋ね

でございます。私ども環境行政を行うに当たって、特にこの廃棄物であるとか、今回、御質問出ました土壌汚染の処理の問題であるとか、これはやはり経済活動、そして県民の生活、一人一人の県民が生活していく上では必ず出てくるものです。これをきちんと処理しなければならないと、こういう命題、宿題も私どもも環境行政として、大きな役割として担っております。一方で、それをどのように、どこで処理をしたらいいのかという、そういった現実的な問題もございます。その中で、私ども地域の、そして県民の安全とか安心というのを守るのは、これは当然だと思えます。

そこで、いかにごみ処理、廃棄物の処理、そして土壌汚染の処理をやっていかなければならないのか。ここは非常に難しい問題で、そういうところで個々にいろんな地域の感情、そして御意見もあろうかと思えますから、そことできるだけ調和を図ってやっていかなきゃいけないというふうには考えております。ただ、廃棄物、土壌汚染と――土壌というのは、これ、建設残土もそうです。道路だけじゃなくて、学校をつくった後、つくるとき、そして社会福祉施設をつくるとき、いろいろな工場の現場から、あるいは事業活動から出てきております。病院からも産業廃棄物出てきております、福祉施設からも出てきております。これをきちんと処理をして不法投棄、不適正処理を最終的になくしていくというのが私どもの責務だというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（鈴木 衛君） よろしいですか。

○三輪由美委員 環境審議会で地球温暖化の、私、部会に入らせていただいておりますが、そのときに部長が冒頭挨拶をされたんですけれども、やはり今、住民の声が大変重視される時代になったというような趣旨の、部長、挨拶をされております。今、県民の安全・安心を守るのは当然だというふうに答弁もいただいております。ですので、今、担当課のほうからいろいろ答弁ありましたけれども、非常に説明になってない、お答えしていただけてない。これは本当に重大な問題ですので、私は、この鋸南開発の問題につきましては許可をおろすべきではないということ強く主張して質問を終わります。

千葉県議会委員会条例第24条第1項の規定により署名する。

常任委員長

署名委員

署名委員